

特に

給付奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

- ・ 日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金として支給されます。
- ・ ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと（※は確認書裏面の記載箇所）

1. 給付奨学金を受給するには、「誓約書」の提出が必要です。
2. 外国籍の人は、在留資格によって支援の対象とならない場合があります。
3. 給付奨学金の申込みには申込者本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要です。
4. 奨学金は、学生本人の口座に振り込まれます。保護者の口座には、振り込むことができません。
5. 2019年度以前からJASSOの給付奨学金を受給している人は、2020年度から実施される新しい給付奨学金を受給することとなった場合、現在受給している給付奨学金を辞退することになります。
※確認書表面
6. 新しい給付奨学金を受給することになった場合において、すでに第一種奨学金の貸与を受けている場合や新たに第一種奨学金の貸与を受けることになった場合、第一種奨学金の貸与月額が現在の月額から増額又は減額される場合があります。
※確認書表面
7. 給付奨学生として採用された場合、世帯の所得に基づく区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる月額が振込まれます。
※確認書裏面【支援区分】【給付奨学金の支給額】
8. 自宅外通学の月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件のいずれかを満たす必要があります。
※確認書裏面【給付奨学金の支給額】
9. 学業成績が不振などの場合は、奨学金の支給が打ち切られる場合があります。
※確認書裏面【支給中の適格認定】
10. 経済状況における適格性の審査によっては支給額の見直しや、一定期間振込みが停止される場合があります。
※確認書裏面【支給中の適格認定】

くわしくは、確認書の表面と裏面を読んでください。

● 給付奨学金確認書の記入例

記載・押印漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも現住所を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください。（本書類を記入した日）

		提出年月日(西暦)	
		2020年4月10日	
申込者本人	学校名	学部・課程・分野	学科・専攻
	日本学生支援大学	経済	経済
	フリガナ	〒	学籍(学生証)番号
	シウガク タロウ	162-0000	123456
氏名	現住所	電話番号(自宅)	電話番号(携帯)
奨学太郎	東京都新宿区市谷本村町10-7	03(0000)0000	080(0000)9999
生年月日	昭和(平成)	性別(任意)	
	13年5月1日	男	女
国籍又は在留資格	日本国籍 a 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等		
【該当を○で囲む】	f 永住者の配偶者等 ※d~fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)		

生計維持者	1	氏名	奨学一郎	生年月日	昭和(平成) 43年2月2日	本人との続柄	父
		現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1				
2	氏名	奨学花子	生年月日	昭和(平成) 45年3月3日	本人との続柄	母	
	現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1					
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)					

本人が未成年者の場合							
本人が未成年者の場合には、親権者(民法で定める親権者のことで通常は両親(いずれかがいないときは一人))が上記本人の奨学金申込みに同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。							
親権者又は未成年後見人	1	氏名	奨学一郎	生年月日	昭和(平成) 43年2月2日	本人との続柄	父
		現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1				
2	氏名	奨学花子	生年月日	昭和(平成) 45年3月3日	本人との続柄	母	
	現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1					

※「同上」、「本人と同じ」、「〃」等は認められません。現住所（今お住まいの住所）は正確に記入してください。

生計維持者は、インターネットで入力する際及びマイナンバー提出書に記載する際も同じ人でなければなりません（記入は、生計維持者又はあなたのいずれが行っても構いません）。あなたとあなたの生計維持者の資産の合計額が記載のとおりであることを確認してください。

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。
※d~fの在留資格に該当する場合は、在留期限(在留期間の満了日)も記入してください。
※外国籍の人でb~f以外の在留資格(「家族滞在」等)の人は支援対象となりません。

「親権者」と「生計維持者」が同じ人の場合でも、必ずそれぞれの欄に記入(親権者欄は親権者自身が署名・押印)してください。